

兵庫医科大学神戸病態モデル研究センター利用者会議内規

(趣 旨)

第1条 この規則は、兵庫医科大学病態モデル研究センター規程第10条第2項の規定に基づき、神戸病態モデル研究センター利用者会議（以下、「利用者会議」という）に関する必要な事項を定める。

(構 成)

第2条 利用者会議は、動物実験を行う世話人（研究分野責任者が推薦する教員）で構成する。

(世話人代表)

第3条 利用者会議に世話人代表を置く。

- ② 世話人代表は、利用者会議の互選による1名とする。
- ③ 世話人代表の任期は、2年とし、再任する事ができる。

(利用者会議開催)

第4条 世話人代表は、必要に応じ、利用者会議を招集し、その議長となる。

(利用者会議の成立)

第5条 利用者会議は、世話人の過半数の出席をもって成立する。

(協議事項)

第6条 利用者会議の協議事項は、次の通りとする。

- 1 神戸病態モデル研究センター運営小委員会規程第3条第1項第3号に規定する教員2名の選出に関する事
- 2 神戸病態モデル研究センター運営小委員会に具申する神戸病態モデル研究センターに設置する設備機器の要望に関する事
- 3 その他、神戸病態モデル研究センターの円滑な運営に関し必要な事

(事 務)

第7条 利用者会議に係る事務は、大学事務部が行う。

(改 廃)

第8条 この内規の改廃は、神戸病態モデル研究センター運営小委員会及び病態モデル研究センター運営委員会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この内規は、2022年4月1日から施行する。